部会ニュース「6-105」

■介護経営情報、任意項目も可能な限り報告を　厚労省

・厚生労働省は9日、2025年1月以降に原則全ての介護事業者が経営情報の報告を行う「介護事業財務情報データベースシステム」と事業者が使用する会計ソフトウェアを連携させるための改修に関するQ＆Aを出した。同省はその中で、事業所・施設の名称や所在地、収益、費用、職種別の職員数など報告が必須の項目だけでなく、職種ごとの給与や賞与など任意の項目も可能な限り報告するよう求めている。

・新たな報告制度は、介護事業者の経営情報を収集し、データベースを整備することで経営状況の「見える化」を図る。厚労省は、3年に1度行う介護事業経営実態調査を補完するものとして、介護保険関連の施策の立案に活用するとしている。

・介護事業者が報告するデータは ▽損益計算書等データ ▽届出対象事業所データ ▽事業所連絡先データ ▽追加情報データ－の4つ。

・Q&Aでは、介護事業財務情報データベースシステムへの報告が任意とされている科目のうち、事業者側の会計ソフトウェアで扱っていない科目も、可能な限り損益計算書等データに含めて報告することとした。その上で、勘定科目コードに読み替え可能な科目が会計ソフトウェア側にある場合は、読み替えを行い、報告するよう求めている。勘定科目コードと会計ソフトウェアの科目との対応関係が分からないなど、読み替えができない場合は、勘定科目コードの上位の区分に含めて報告することとした。

・また、損益計算書等データのうち、金額がゼロ円の項目は、勘定科目コードが必須であっても任意であってもレコードを作成して、「ゼロ円」で報告する。特に、勘定科目コードが任意の項目は、任意なので金額が入っていないのか、任意で「ゼロ円」と報告したのかを明確にするため。

・厚労省は、会計ソフトウェアから出力した損益計算書等データのフォーマットを確認できるようにテストサイトの利用を12月に始める予定。

※詳細は下記の資料をご参照ください。
　○介護保険最新情報 Vol.1319「介護サービス事業者経営情報の報告における
　会計ソフトウェアベンダ等向けQ＆A」の発出について（事務連絡）
　（令和6年9月30日）厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
　https://www.mhlw.go.jp/content/001314824.pdf